

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市畑島5793番地

氏 名 株式会社鶴松造園建設
代表取締役 鶴田 忠嗣

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和4年(2022年)9月17日

許可の有効年月日 令和9年(2027年)9月16日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

木くず、ゴムくず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

以上6種類（石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年9月17日 更新許可 以下余白

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無



様式第十一号

産業廃棄物処理業変更届出書

令和5年10月5日

佐賀県知事 山口 祥義 殿

届出者 〒847-0833
住所 佐賀県唐津市畑島5793番地
氏名 株式会社 鶴松造園建設
代表取締役 鶴田忠嗣
電話番号 0955-78-0272

令和4年9月17日付け第04105098848号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について変更したので廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	別紙のとおり	別紙のとおり

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合)※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合)※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

変 更 の 理 由	◎ 車両変更
-----------	--------

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日)以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同様に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。



提出手続代行者 行政書士
TEL (0955) 74

熊本郁夫



別 紙

新	旧
<p>◎ 車 両</p> <p>佐賀100す7051 佐賀100す2818 佐賀400た3774 佐賀800す1701 佐賀100す8744 佐賀100す5464 佐賀100は4310 佐賀100す6102 佐賀100す6587 佐賀100す7226 佐賀800す5383 佐賀400ち3509 (増) <u>佐賀100は5283</u></p> <p>以上13台</p>	<p>◎ 車 両</p> <p>佐賀100す7051 佐賀100す2818 佐賀400た3774 佐賀800す1701 佐賀100す8744 佐賀100す5464 佐賀100は4310 佐賀100す6102 佐賀100す6587 佐賀100す7226 佐賀800す5383 佐賀400ち3509</p> <p>以上12台</p>